

企業結合会計の見直しに関する論点の整理

平成 19 年 12 月 27 日

企業会計基準委員会

目 次	項
目 的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
背 景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
論点整理を行う範囲・・・・・・・・・・・・・・・・	6
論 点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
【論点 1－1】持分プーリング法の取扱い	
検討事項・・・・・・・・・・・・・・・・	8
現行の会計基準における取扱い・・・・・・・・	9
国際的な会計基準における取扱い・・・・・・・・	12
持分プーリング法の廃止に対する意見・・・・・・・・	15
今後の方向性・・・・・・・・	17
【論点 1－2】取得企業の決定が困難な場合の取扱い	
検討事項・・・・・・・・・・・・・・・・	19
現行の会計基準における取扱い・・・・・・・・	20
国際的な会計基準における考え方・・・・・・・・	22
今後の方向性・・・・・・・・	24
【論点 1－3】逆取得又は共同支配企業の形成に係る会計処理	
検討事項・・・・・・・・・・・・・・・・	25
逆取得に関する現行の会計基準における取扱い・・・・・・・・	26
共同支配企業の形成に関する現行の会計基準における取扱い・・・・・・・・	28
逆取得に関する国際的な会計基準の取扱い・・・・・・・・	29
共同支配企業（ジョイント・ベンチャー）の形成に関する	
国際的な会計基準の取扱い・・・・・・・・	30
今後の方向性・・・・・・・・	32
【論点 2】株式を対価とする場合の対価の測定日	
検討事項・・・・・・・・・・・・・・・・	33
現行の会計基準における取扱い・・・・・・・・	34

国際的な会計基準における取扱い・	38
国内外の企業再編実務の相違・	40
測定日の見直しによる影響・	43
今後の方向性・	44
【論点 3】 負ののれんの会計処理	
検討事項・	45
現行の会計基準における取扱い・	46
国際的な会計基準における取扱い・	48
今後の方向性・	51
【論点 4】 少数株主持分の測定	
検討事項・	55
現行の会計基準における取扱い・	56
国際的な会計基準における取扱い・	60
国際財務報告基準における容認処理・	62
コンバージェンスとの関係・	63
今後の方向性・	64
【論点 5】 段階取得における会計処理	
検討事項・	66
現行の会計基準における取扱い・	67
国際的な会計基準における取扱い・	68
投資の性質の変化・	70
段階取得における投資原価の測定に関する見直しによる影響・	72
今後の方向性・	73
【論点 6】 外貨建のれんの換算方法	
検討事項・	75
現行の会計基準における取扱い・	76
国際的な会計基準における取扱い・	77
外貨建のれんの帰属・	79
今後の方向性・	80

目 的

1. 本論点整理は、企業結合に係る会計処理の見直しを検討するにあたり、持分プーリング法による会計処理を行う余地を今後に残すべきか否かという論点のほか、株式を対価とする場合の対価の測定日、負ののれんの会計処理、少数株主持分の測定、段階取得における会計処理及び外貨建のれんの換算方法に関する論点を示し、議論の整理を図ることを目的としている。企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、本論点整理に寄せられる意見も参考に、今後、企業結合（連結を含む。）に関する会計基準等の見直しに向けた検討を続けていく予定である。

背 景

2. 我が国において企業結合に係る会計処理を包括的に定めている会計基準としては、平成 15 年 10 月に企業会計審議会から公表された「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「企業結合会計意見書」という。）及び「企業結合に係る会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）がある。これらは、近年の法改正や我が国における会計実務、さらには財務諸表利用者のニーズ等を考慮しつつ、国際的な会計基準の動向についても検討の対象に加えながら審議が行われ、公表されたものである。
3. このように、我が国の企業結合会計基準は国際的な会計基準の動向を踏まえて設定され、また、そこにおける「企業結合」という経済事象に関する考え方も、基本的には国際的な会計基準と共通しているため、その多くの取扱いが国際的な会計基準と変わるものではない。しかしながら、限定的とはいえ持分プーリング法を採用する余地を残した点など、いくつかの点において国際的な会計基準とは異なっており、これらの相違点が、いわゆる EU 同等性評価に関連して欧州証券規制当局委員会（CESR）から補正措置項目として提案された。
4. 当委員会は、この同等性評価による日本企業への影響の重要性に鑑み、平成 18 年 10 月に「プロジェクト計画表」を公表した。この計画表に従い、平成 18 年 12 月に当委員会事務局において立ち上げられた企業結合プロジェクト・チームは、CESR から指摘された企業結合に係る国際的な会計基準との主な相違点とそれぞれの根拠、我が国における企業結合会計基準の適用状況等について調査を行い、平成 19 年 10 月に、「企業結合会計に関する調査報告－EU による同等性評価に関連する項目について－」（以下「企業結合会計調査報告」という。）を当委員会に提出した。
5. 当委員会では、この報告書を受領するとともに、そこで取り上げられている持分プーリング法の取扱いをはじめとした各項目について、市場関係者のニーズや企業結合に係る実務等も踏まえつつ、会計基準のコンバージェンスの動向にも十分に配慮して審議を行ってきた。今般、当委員会では、これまでの議論を論点整理として公表し、今後、企業結合会計基準のみならず「連結財務諸表原則」（以下「連結原則」という。）など企業結合に関連する会計基準等の見直

しに資するよう、広く意見を求めることとした。

論点整理を行う範囲

6. 平成 19 年 8 月に当委員会が国際会計基準審議会（IASB）と共同で公表した「東京合意」では、平成 20 年までの短期コンバージェンス・プロジェクトの目標として、EU 同等性評価に関連して平成 17 年 7 月に CESR が日本基準で作成された財務諸表に対して補正措置を提案した項目について、差異を解消するか又は会計基準が代替可能となるような結論を得ることとされている。当委員会では、この短期コンバージェンス・プロジェクトを遅滞なく進めるべく、本論点整理においては、企業結合に係る会計処理に関する論点のうち、持分プーリング法の取扱いをはじめとした次の項目を対象とすることとした。

- ・ 企業結合の会計処理（持分プーリング法の取扱い等）
- ・ 株式を対価とする場合の対価の測定日
- ・ 負ののれんの会計処理
- ・ 少数株主持分の測定
- ・ 段階取得における会計処理
- ・ 外貨建のれんの換算方法

7. 企業結合により取得した仕掛中の研究開発に係る会計処理についても、CESR から補正措置項目として提案されたが、これについては、本論点整理と同時に公表された「研究開発費に関する論点の整理」で扱われていることから、本論点整理では取り上げていない。また、正の値をとるのれんの規則償却の是非に係る問題については、CESR からの補正措置項目として提案されておらず、また、短期コンバージェンス・プロジェクトを迅速に進める観点から、本論点整理では取り上げていない。なお、この問題は、企業結合及び連結に関するその他の問題として、短期コンバージェンス・プロジェクトの後に検討することが予定されている。

論 点

【論点 1-1】持分プーリング法の取扱い

検討事項

8. 企業結合の会計処理には、一般に、パーチェス法、持分プーリング法及びフレッシュ・スタート法があるとされるが、いかなる企業結合に対してどの会計処理を採用するかについて、我が国の会計基準と国際的な会計基準ではその取扱いを異にしている。すなわち、我が国における現行の会計基準では、その企業結合の経済的実態に応じ、持分プーリング法とパーチェス法とが使い分けられているが、国際的な会計基準では、すべての企業結合についてパーチェス法を適用するものとされ、持分プーリング法の適用は認められていないという相違がある。

現行の会計基準における取扱い

9. 我が国における企業結合会計基準の基本的な考え方は、企業結合会計意見書において示されている。ここでは、企業結合には「取得」と「持分の結合」という異なる経済的事態を有するものが存在する以上、それぞれの実態に対応する適切な会計処理方法を適用する必要があるとの考え方に立ち、その企業結合が「取得」と判定された場合にはパーチェス法により、また、「持分の結合」と判定された場合には持分プーリング法により会計処理することとされている（企業結合会計意見書 三 1.）。
10. 「取得」に対してパーチェス法を適用するのは、ある企業が他の企業の支配を獲得することになるという経済的事態を重視したものといえるが、これは、企業結合の多くは実質的にはいずれかの結合当事企業による新規の投資と同じであり、交付する現金及び株式等の投資額を取得価額として他の結合当事企業から受け入れる純資産を評価する点において、現行の一般的な購入取引の会計処理とも整合するものである。
11. 一方、「持分の結合」に対して持分プーリング法を適用するのは、いずれの結合当事企業の持分の継続も断たれておらず、かつ、いずれの結合当事企業も支配を獲得していない（すなわち、いずれの結合当事企業も他の結合当事企業に対する支配を獲得したとは合理的に判断できない）と判断される限り、企業結合によって投資のリスクが変質しても、その変質によって個々の投資のリターンは実現していないと考えられるためである。また、この考え方は、現在、ある種の非貨幣財同士の交換を会計処理する際にも適用されている実現概念に通ずる基本的な考え方でもあるとされている。

国際的な会計基準における取扱い

12. これに対し、国際財務報告基準では、すべての企業結合はパーチェス法¹を適用して会計処理しなければならないとされている。また、米国会計基準においても同様に、すべての企業結合についてパーチェス法を適用するものとされている。すなわち、我が国の会計基準のように、持分プーリング法が適用される余地はない。
13. また、国際的な会計基準においては、持分の結合に該当するような企業結合が存在し得ることは理解されつつも、そのようなケースは滅多に生じるものではなく、また、濫用の危険が高いということで、持分プーリング法が廃止された経緯がある。
14. 国際的な会計基準では、持分プーリング法の適用を認めていない主な理由として、次のものを挙げている。
 - (1) パーチェス法は、資産の購入取引に対して一般的に適用する会計処理と整合するものであり、会計情報の比較可能性が確保される。

¹ 平成 19 年（2007 年）12 月に改訂された米国財務会計基準書第 141 号「企業結合」及び平成 20 年（2008 年）1 月に改訂の公表が予定されている国際財務報告基準第 3 号「企業結合」では、従来の「パーチェス法」に代えて新たに「取得法（acquisition method）」という用語を使用しているが、本論点整理では特に弊害のない限り「パーチェス法」と表記する。

- (2) パーチェス法は、取得した資産等のほとんどすべてを時価²により認識するため、将来キャッシュ・フローの価値に関するマーケットの期待について、より多くの情報を財務諸表に表すことができる。一方、持分プーリング法は、取得した純資産をその帳簿価額で計上するため、情報としての有用性が低いと考えられる。
- (3) パーチェス法と持分プーリング法の2つの会計処理を認めると、経営者による裁量が働く可能性がある。
- (4) 企業結合の対価が株式の場合には確かにその所有者持分は継続しているが、企業結合が行われた結果、企業結合前におけるそれぞれの企業の所有者は、企業結合前の企業の純資産に対して、もはや排他的な持分を有するわけではなく、経済的には取得と同様であると考えられる。
- (5) 持分プーリング法を残した場合、その企業結合が持分プーリング法の適用要件を満たすかどうかの判断を企業や監査人等が行う必要があり、コストと便益の観点から必ずしも有益であるとはいえない。
- (6) 取得企業の識別が困難な場合もあるが、必ずしも実行不可能ではないと考えられる。

持分プーリング法の廃止に対する意見

- 15. 第9項で述べたとおり、企業結合会計基準は、企業結合の経済的実態には「取得」と「持分の結合」の2つが存在するとした上で、ある企業結合が持分の結合と判断されるための要件を詳細に定めている。また、国際的な会計基準においても、取得企業を識別することが困難な状況においては、パーチェス法の例外を設けるべきであるという意見があることは認識されており、現行の企業結合会計基準では、このような国際的な会計基準の変遷及びその背景を踏まえた上で、その取扱いが定められている。さらに、企業結合会計基準が適用された平成18年4月1日以降、持分プーリング法が濫用されているといった弊害は見られていない。このため、持分の結合に該当する企業結合には持分プーリング法を適用する余地を残すべきであるという見方がある。また、本論点整理の審議の過程においては、国際的な会計基準が持分プーリング法を認めない理由として挙げているものは（前項参照）、必ずしも我が国において持分プーリング法を廃止する根拠にはならないのではないかという意見も出された。
- 16. しかしながら、平成15年10月の企業結合会計基準の公表以降、我が国における企業結合を巡る環境が大きく変化したことなどから、現在においては持分プーリング法が定められていること自体に対する否定的な見方が増えていると考えられる。なお、こうした見方には、持分プーリング法の定めは国内外の企業間における比較可能性を害している可能性があるのではないかという意見のみならず、持分プーリング法が適用される事例は非常に限られているのであるから、むしろこれを見直した方が我が国の企業会計基準全体に対して良い影響をもたらすのではないかという見方が含まれる。

² 我が国の「時価」に相当する用語として、国際的な会計基準では一般に「公正価値 (fair value)」を使用しているが、本論点整理では特に弊害のない限り「時価」と表記する。

今後の方向性

17. 持分の結合に該当する企業結合が存在するという事実に基づいて、企業結合会計基準において持分プーリング法の適用条件を整理した意義は、今なお肯定されるものと考えられる。しかしながら、持分プーリング法については我が国の会計基準と国際的な会計基準の間の差異の象徴的な存在として取り上げられることが多く、我が国の会計基準に対する国際的な評価の面で大きな障害になっているとも言われている。我が国の会計基準に対する国際的な評価のいかんは、直接海外市場で資金調達をする企業のみならず、広く我が国の資本市場や日本企業に影響を及ぼすと考えられることから、当委員会ではそれらの影響も比較衡量して、会計基準のコンバージェンスを推進する観点から持分プーリング法を廃止することを考えている。
18. ただし、持分プーリング法を廃止した場合には、持分の結合に該当するような企業結合が起きたときであってもいずれかの結合当事企業を取得企業として決定しなければならないため、実務上いずれの企業が取得企業かを決定することが困難なケースへの対応を検討しなければならないという意見もある。このようなことから、持分プーリング法を廃止するという方向性を前提に、以下では、「【論点 1-2】取得企業の決定が困難な場合の取扱い」及び「【論点 1-3】逆取得又は共同支配企業の形成に係る会計処理」が整理されている。

【論点 1-2】取得企業の決定が困難な場合の取扱い

検討事項

19. 企業結合の会計処理として持分プーリング法を廃止した場合には、結合当事企業のうちいずれか 1 つを取得企業として決定しなければならないが、取得企業の決定が困難な企業結合が実際に存在するという意見がある。したがって、このような企業結合が生じた場合、いかなる判断基準をもって取得企業を決定するのが論点となる。

現行の会計基準における取扱い

20. 企業結合会計基準では、取得企業の決定は取得と持分の結合とを識別する基準と整合した形で行うこととされており、具体的には次のように判断することとされている（企業結合会計基準 三 2. (1)）。
- (1) 対価の種類（対価要件）で取得と判定された場合には、対価を支出した企業を取得企業とする。
 - (2) 議決権の比率（議決権比率要件）で取得と判定された場合には、議決権比率が大きいと判定された結合当事企業を取得企業とする。
 - (3) 議決権比率以外の要件（実質支配要件）で取得と判定された場合には、支配を獲得した結合当事企業を取得企業とする。
21. なお、これらの要件は、企業結合会計基準の注解において、より具体的な判断基準が示されている。例えば、議決権比率要件では、その比率が 50 対 50 から上下おおむね 5 パーセントポイントの範囲内にある場合には議決権比率が等しいものとされ、また、実質支配要件について

も、企業結合会計基準注解（注 4）において具体的な要件が定められている。

国際的な会計基準における考え方

22. 国際財務報告基準では、取得企業（すなわち、被取得企業の支配を獲得する企業）を識別するために国際会計基準第 27 号「連結及び個別財務諸表」を参照することとなっている。また、米国会計基準でも同様に、取得企業を識別するために会計研究公報（ARB）第 51 号「連結財務諸表」を参照すべきであるとしている。これらによれば、他の企業の議決権の過半数を直接又は間接的に所有することとなった企業が取得企業であると推定され、また、議決権の所有割合が過半数に満たない場合であっても、次のようなときには取得企業であると判定されることとなる。

- (1) 他の投資家との契約によって、議決権の過半数を有することになる場合
- (2) 法令又は契約によって、その企業の財務又は営業の方針を左右できる場合
- (3) 企業を支配する取締役会又はそれと同等の経営機関の構成員の過半数を選任又は解任できる場合
- (4) 企業を支配する取締役会又はそれと同等の経営機関において、投票権の過半数を有することになる場合

23. また、国際財務報告基準及び米国会計基準では、前項によっても取得企業を明確に判定できない場合には、おおむね次の要素により取得企業を判定することとしている。

- (1) 現金あるいは他の資産を引き渡す又は負債を引き受けることとなる企業結合の場合には、一般に、当該現金あるいは他の資産を引き渡す又は負債を引き受ける企業が取得企業である。
- (2) 株式を交換することとなる企業結合の場合には、一般に、当該株式を発行する企業が取得企業である³。ただし、例えば、結合前の株主が企業結合後に所有することとなる相対的な議決権比率や結合後企業における上級役員の構成、あるいは、株式の交換に一定のプレミアムを付しているといった株式の交換条件など、他の適切な事実や状況も考慮しなければならない。
- (3) 一般に、資産、収益あるいは純利益といったものの相対的な規模が著しく大きい企業が、取得企業である。
- (4) 3 つ以上の結合当事企業からなる企業結合における取得企業の判定は、相対的な規模に加えて、いずれの企業がその企業結合を始めたのかも考慮する。

今後の方向性

24. 現行の企業結合会計基準においては、取得と持分の結合とを識別する規準と整合した形で取得企業の決定を行うこととされているが、持分プーリング法の廃止に伴い、この取得と持分の結合とを識別する規準自体が無くなった場合には、取得企業の決定が困難となる企業結合が発

³ 「逆取得」にあたる場合は、【論点 1-3】で取り扱っている。

生することが想定される。このような場合において、いずれの結合当事企業が取得企業であるかを判断する際の具体的な指針の必要性について、我が国における企業結合の実態や国際的な会計基準の定めを踏まえながら、引き続き検討する。

【論点 1－3】 逆取得又は共同支配企業の形成に係る会計処理

検討事項

25. 企業結合会計基準では、吸収合併による企業結合であって、取得企業が法律上存続する会社（存続会社）と異なる場合（逆取得）、存続会社の個別財務諸表には持分プーリング法に準じた処理方法を適用するものとされている。また、共同支配企業⁴が形成された場合も同様に、持分プーリング法に準じた処理方法を適用するものとされている。したがって、企業結合の会計処理として持分プーリング法を廃止した場合、逆取得や共同支配企業の形成に係る会計処理についても見直す必要があるかどうか論点となる。

逆取得に関する現行の会計基準における取扱い

26. ある企業結合が取得と判定された場合、我が国の会計基準においては連結財務諸表上も個別財務諸表上も同様にパーチェス法を適用するものとされているが、逆取得にあたる企業結合が行われた場合には別途の定めが設けられている。このうち、逆取得に該当する合併が行われた場合の個別財務諸表上の取扱いとして、「取得企業が法律上存続する会社（存続会社）と異なる場合、存続会社の個別財務諸表では、持分プーリング法に準じた処理方法を適用する」ものとされている（企業結合会計基準 三 2. (6)③）。
27. もっとも、結合後企業の連結財務諸表においては、原則どおり、吸収合併存続会社を被取得企業としてパーチェス法を適用することとされており、個別財務諸表で適用された持分プーリング法に準じた処理をそのまま引き継ぐこととはされていない。具体的には、取得企業である吸収合併消滅会社の連結財務諸表上の金額（吸収合併消滅会社が連結財務諸表を作成していない場合には、個別財務諸表上の金額）と、吸収合併存続会社（被取得企業）から取得した資産及び負債の企業結合時の時価を基礎として、結合後企業の連結財務諸表が作成されることとなる（企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（以下「企業結合会計適用指針」という。）第 85 項）。

共同支配企業の形成に関する現行の会計基準における取扱い

28. 共同支配企業の形成には、持分プーリング法に準じた会計処理を適用することとされている（企業結合会計基準 三 3. (7)）。具体的には、共同支配企業が形成された場合、当該共同支配企業における資産及び負債は、移転された資産及び負債を企業結合日の前日における結合前企

⁴ 企業結合会計基準において、共同支配企業とは、複数の独立した企業により共同で支配される企業をいうとされている（企業結合会計基準 二 6.）。

業の適正な帳簿価額を引き継ぐことになる（企業結合会計適用指針第 184 項及び第 192 項）。

逆取得に関する国際的な会計基準の取扱い

29. 国際財務報告基準及び米国会計基準においても、逆取得に該当する企業結合の会計処理についてのガイダンスが設けられている。すなわち、逆取得が行われた後の連結財務諸表は、その資本構成を除き、消滅会社（会計上の取得企業）の財務諸表が連続するように表示することとし、結合当事企業の資産及び負債を次のように処理することとされている。

- (1) 消滅会社（会計上の取得企業）の資産及び負債は、企業結合前の帳簿価額でもって引き継ぐ。
- (2) 存続会社（会計上の被取得企業）の資産及び負債は、国際財務報告基準又は米国会計基準で求められる方法、すなわち時価を基礎として認識・測定する。

共同支配企業（ジョイント・ベンチャー）の形成に関する国際的な会計基準の取扱い

30. 国際財務報告基準第 3 号「企業結合」では、ジョイント・ベンチャーの形成は対象外とされている。また、共同支配企業に関する定めが設けられている国際会計基準第 31 号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」においても、共同支配企業（ジョイント・ベンチャー）に投資する共同支配投資企業の会計処理が定められているのみであり、共同支配企業自体の具体的な会計処理は定められていない。

31. 平成 19 年（2007 年）12 月に改訂された米国財務会計基準書第 141 号「企業結合」においても、ジョイント・ベンチャーの形成は対象外とされている。ただし、ある企業から資産の移転を受けたジョイント・ベンチャーの会計処理については、その資産が金融資産か非金融資産か、あるいは米国証券取引委員会（SEC）登録企業か否かといったいくつかの要素によって異なってくるものの、一般に、共同支配企業を形成するために非金融資産の移転を受け入れた当該共同支配企業は、移転した企業において付されていた帳簿価額を引き継ぐものと考えられている。

今後の方向性

32. このように、連結財務諸表における逆取得の会計処理及び共同支配企業の形成に係る会計処理については、我が国と国際的な会計基準の取扱いに実質的な差異はないと考えられる。ただし、我が国において持分プーリング法を廃止した場合、個別財務諸表上の取扱いにおける「持分プーリング法に準じた処理方法を適用する。」（企業結合会計基準 三 2. (6)③、3. (7) 及び注解（注 15））といった表現方法などについて併せて見直す必要があるかどうか、引き続き検討する。

【論点 2】株式を対価とする場合の対価の測定日

検討事項

33. 取得企業が被取得企業を取得した場合であって、当該取得企業の株式を対価として交付した際に、いつの時点の株価をもって取得原価を算定するべきかという論点がある。我が国における企業結合会計基準では、市場価格のある取得企業等の株式が取得の対価として交付される場合、取得の対価となる財の時価は、原則として、その企業結合の主要条件が合意されて公表された日前の合理的な期間における株価を基礎にして算定するものとされているが、国際的な会計基準では、取得日における時価により算定するという相違がある。

現行の会計基準における取扱い

34. 我が国の会計基準では、市場価格のある取得企業等の株式が取得の対価として交付される場合には、取得の対価となる財の時価は、原則として、その企業結合の主要条件が合意されて公表された日前の合理的な期間における株価を基礎にして算定しなければならないとされている（企業結合会計基準 三 2. (2)③）。また、企業結合の合意公表日後、企業結合日までに、株式の交換比率や現金支払額等が変更された場合には、当該変更公表日の価額により取得の対価を改めて算定することとされている（企業結合会計適用指針第 40 項）。

35. 我が国において、株式としての対価の測定日を決定するにあたり主要な条件が合意されて公表された時点を基礎とする理由として、次が挙げられている。

(1) 結合当事企業は、企業結合にあたりお互いの本来の事業価値等を適切に反映した結果として、企業結合の主要条件、とりわけ交換比率の合意に至っているのが通常である。

(2) 企業結合の主要条件に関する合意内容が公表された後の株価変動には、被取得企業の本来の事業価値とは必ずしも関係しない影響が混在している可能性もあると考えられる。

36. 株式交換比率等の条件を決定する際には、通常、取得企業と被取得企業の企業価値を評価した上で、それぞれの 1 株当たりの株式価値を求めることとなる。対価を支払う対象である被取得企業の価値を算定するにあたっては、一般に、被取得企業における識別可能な資産及び負債に加え、被取得企業の帳簿上計上されていない無形資産の価値や超過収益力などが考慮され、また、これらに対して取得企業の株式が交付されることになる。したがって、ここで求められる交換比率は、通常、双方の企業価値を求めた時点が基礎になるものと考えられる。

37. 一方、企業結合の主要条件が合意され、公表された後の取得企業の株価には、当該取得企業の価値に加え、結合後企業としての成長性や規模の利益に関する株式市場の期待などが混入することになるかもしれない。我が国における現行の取扱いは、このような期待が混入した取得企業の株価によって測定された取得の対価が、企業結合の主要条件を決定する際に求めた被取得企業の企業価値を表しているとはいえないことを反映しているものと考えられる。

国際的な会計基準における取扱い

38. 国際財務報告基準及び米国会計基準では、企業結合における対価の測定は、次の 3 つの取得

日における時価を合計することによって行うものとされており、株式を対価とした場合の当該対価の測定日は、他の資産や負債を対価とした場合と同様に、取得日であると定めている。

- ・取得企業が引き渡した資産
- ・取得企業が引き受ける負債
- ・取得企業が発行する株式

39. 国際的な会計基準において、株式を対価とした場合の当該対価の測定日を取得日とする根拠は、おおむね次のとおりである。

- (1) 株式以外の対価は取得日に測定される一方、株式のみを合意公表日とすることは一貫した測定方法とはいえず、すべての対価は同じ日で測定されるべきである。また、承継する資産及び負債の対価として株式が交付されるのであり、承継する資産及び負債とその対価である株式の測定日は、同一であることが整合的である。
- (2) 合意日と取得日との間に重要な変化があった場合には、取得企業と被取得企業との間で株式交換比率の調整を行うことが一般的であり、合意公表日後にこのような交渉を行うこと自体、合意公表日時点ではまだ対価の金額が確定していないことを示すものである。また、取得企業又は被取得企業は、取得日において発行される株式数が交換取引としての時価を表しているといえない場合には、当該取引をキャンセルすることができる権利を有しているのが通常である。
- (3) 株式を取得日現在の時価で測定することによって、移転する株式の数やその他の対価が、合意公表日と取得日の間で変化した場合の取扱いの複雑さを回避できる。また、合意公表日前の合理的な期間における株価を用いることは、取得日の株価を用いることに比べ、幅広い実務が考えられるため、問題がある。
- (4) 合意公表日を支持する根拠として、「合併などに関連する契約の公表は、取得企業が締切日の時点で株式を発行するという義務を負うことになり、もし取得企業がそのように拘束されるのであるならば、公表日における株式の価値が交換取引の価値を最も反映する」ことが主張されるが、当該取引を行う旨の公表は、被取得企業の支配の変化をも引き起こすことになる株主の承認その他実施しなければならないイベントを必要とすることを踏まえると、この主張には説得力がない。

国内外の企業再編実務の相違

40. 国際的な会計基準では、株式を対価とした場合の当該対価の測定日を取得日とする根拠の1つとして、合意日と取得日との間に重要な変化があった場合には、取得企業と被取得企業との間で株式交換比率の調整を行うことが一般的であるため、合意公表日時点では対価の金額がまだ確定していないと考えられる点を挙げている。しかしながら、我が国における合併等の実務では、一度合意された株式交換比率等の条件が取得日（株式の交換日）までに変更されることは極めて稀であるため、実質的には合意を公表した時点で被取得企業の取得原価は確定しているのではないかとといった指摘もある。もっとも、これについては、当該企業結合の条件を見

直すことができる権利を有していても、結果的にその条件を見直さなかったときには、取得日において合意したものとみなすことができるのではないかという意見もある。

41. また、最近では、経営者が合意・公表した組織再編について、その後の株主総会で否決あるいは修正されたり、株価の著しい変化に伴って合意された条件が見直されたりする例も出てきている。このような状況の変化を鑑みると、今や企業間で合意を行い、かつ、それを公表したからといって、その時点の時価が取得の対価であるとは必ずしもいえない場合もあるのではないかと考えられる。
42. これらを考慮すると、合意公表日と取得日との間に重要な変化があった場合に株式交換比率の調整が行われることや、取得日までの間に当該企業結合の条件を見直すことができる権利を有していることを重視すれば、株式を対価とした場合の対価の測定日を取得日とすることも考えられる。ただし、合意公表日以降に株式交換比率を見直すことができない場合や見直さない可能性が高い場合には、企業結合においてお互いの本来の事業価値等を適切に反映した結果として、企業結合の主要条件の合意に至った時点が適当であるという考え方もできるであろう。

測定日の見直しによる影響

43. 株式を対価とする場合の対価の測定日の決定にあたっては、上記のほか、実務に与える影響にも十分に配慮する必要があると考えられる。すなわち、第 34 項に記載のとおり、我が国における現行の取扱いでは、原則として、その企業結合の主要条件が合意されて公表された日前の合理的な期間における株価を基礎にして算定しなければならないとされているが、もし、この取扱いを国際的な会計基準と同様に、取得日における株価を基礎として算定することに見直した場合には、例えば次のような項目に影響を与えることが想定される。

- (1) 企業結合の結果計上されるのれんの金額
- (2) 取得企業の増加資本

今後の方向性

44. このように、株式を対価とする場合の対価の測定日をいつの時点とすべきかについてはさまざまな指摘や見方があり、また、我が国における会計基準の取扱いを変更した場合には、実務に与える影響も少なからぬものと想定される。したがって、本論点整理において示された意見等に加え、我が国における市場関係者のニーズや企業結合に係る実務慣行を踏まえるとともに、国際的な会計基準とのコンバージェンスに配慮して検討することが必要である。

【論点 3】 負ののれんの会計処理

検討事項

45. 負ののれんの会計処理としては、想定される負ののれんの発生原因に対応した会計処理を行う方法が考えられる。しかし、負ののれんの発生原因を特定することは通常困難であるため、

我が国の企業結合会計基準では正の値であるのれんの会計処理方法との対称性を重視して、規則的な償却を行う方法が採用されている。一方、国際的な会計基準では取得日の利益として処理する方法を採用されているという相違がある。

現行の会計基準における取扱い

46. 企業結合会計基準では、負ののれんが生じた場合、原則として、20 年以内の取得の実態に基づいた適切な期間で規則的に償却することとされている（企業結合会計基準 三 2. (5)）。また、時価が一義的に定まりにくい土地等の資産への取得原価の配分額は、負ののれんが発生しない範囲で評価した額（当該資産を何らかの仮定に基づき評価した額から追加的に発生することが見込まれる負ののれんを控除した額）とすることも認められている（企業結合会計適用指針第 55 項）。
47. このように、我が国の会計基準においては、国際的な会計基準のように負ののれんを取得日の利益として処理するべきという考え方は採られていない。これは、時価が一義的に定まりにくい土地等の場合を除き、想定された負ののれんの発生原因に合理性を見出すことは困難な場合が多く、また、取得後短期間で発生することが予想される費用又は損失についてその発生の可能性が取得の対価の算定に反映されている場合には、もとより取得原価の配分の過程で負債として認識されていることから、残額については、承継した資産の取得原価総額を調整する要素とみて、正の値であるのれんと対称的に、規則的な償却を行うこととしたためである。

国際的な会計基準における取扱い

48. 国際財務報告基準及び米国会計基準では、取得企業は、次の(1)と(2)の差額をのれんとして認識することとされている。
- (1) 次の 3 つの合計額
- ① 移転した対価の企業結合日における時価
 - ② 少数株主持分⁵の額
 - ③ 以前に取得していた持分がある場合には、当該以前から取得していた持分の企業結合日における時価
- (2) 企業結合日における識別可能資産及び負債の総額
- このとき、(1)よりも(2)の方が大きい場合にはのれんが負の値をとることになるが、そのようなときには、取得企業はまず、すべての識別可能資産及び負債が識別されているか、また、当該企業結合において必要となる金額の測定が適切に行われているかについて再評価しなければならない。そして、再評価をしてもなお(1)よりも(2)の方が大きい場合には、取得企業はその金額を取得日における利益として認識するものとされている。

⁵ 平成 19 年(2007 年)12 月に改訂された米国財務会計基準書第 141 号「企業結合」及び平成 20 年(2008 年)1 月に改訂の公表が予定されている国際財務報告基準第 3 号「企業結合」では、我が国の「少数株主持分」に相当する用語として「非支配持分 (noncontrolling interest)」を使用しているが、本論点整理では特に弊害のない限り「少数株主持分」と表記する。

49. 国際的な会計基準が負ののれんを取得日の利益として処理することとしている理由として、このような差額をいわゆるバーゲン・パーチェスによるものと捉えていることが挙げられる。すなわち、企業あるいはその所有者は、通常、その時価よりも低い価格で売却するようなことはしないものの、何らかの理由によりその事業をすぐにでも処分する必要があるような場合に、この差額が発生するものと国際的な会計基準は考えている。
50. また、国際的な会計基準では、将来の損失に関する取得企業の見込みや、その事業を存続させるために取得企業が将来負うことになるコストが負ののれんをもたらす可能性があるとする見方についても検討されたが、最終的には、この見方は採用されなかった。なぜならば、国際的な会計基準では、このような将来発生する可能性のある損失などが負債の要件を満たす場合には、負債を計上しなければならないとされており⁶、また、負債の要件を満たさない場合には、それらの損失は発生した時に認識しなければならないとされているため、将来発生する損失の可能性などが負ののれんの発生原因にはならないと考えたためである。

今後の方向性

51. 第 49 項で述べたとおり、国際的な会計基準では、負ののれんは通常状況下における経済取引では起こり得ない要因から発生するものと捉えている。一方、我が国の会計基準では、負ののれんの発生原因をここまで特定できるとは考えておらず、むしろ、多くの場合、その発生原因に合理性を見出すことは困難であるとしている。
52. 今後の方向性を検討するにあたり、本論点整理では、負ののれんの発生原因について次のように整理を行った。
- (1) 被取得企業の識別可能資産及び負債の時価の測定が適切でないこと
 - (2) 段階取得において、被取得企業の取得原価が主に過去の低い価額から構成されていること
 - (3) 売り手側の特別な要因により、承継する資産及び負債の時価よりも低い価額で取得できたこと（バーゲン・パーチェス）
 - (4) その他（発生原因の特定がより困難なもの）
53. 前項(1)については、負ののれんが生ずると想定される場合には被取得企業の識別可能資産及び負債の時価を再度見直すこととしたり、現在限定的に取り扱われている取得後に発生が予測される費用又は損失に対応する負債を計上するための定めを見直したりすることによって対応できる可能性がある。また、前項(2)については、被取得企業の取得原価について、過去に取得した持分も含めて支配獲得時の時価を用いて測定する方法に改めることによって解消できると考えられる（第 73 項参照）。これらの結果、それでも負ののれんが多額に発生するケースでは、もはや承継した資産の取得原価総額を調整する要素は少なくなっているのではないかと考えられる。
54. 本論点整理では、以上のように発生原因を整理し、関連する定めを整備することによって、

⁶ もしここで適切に負債が計上されていれば、これに見合う負ののれんは生じないことになる。

国際的な会計基準と同様に、負ののれんを取得日の利益として処理するよう見直すことができるのではないかと考えている。

【論点 4】少数株主持分の測定

検討事項

55. 我が国の連結財務諸表の作成にあたって、少数株主持分は、子会社の資本に対する少数株主の持分割合額によって測定されるが、子会社資本の算定の前提となる子会社の資産及び負債の評価方法として、全面時価評価法と部分時価評価法が認められている。しかしながら、国際的な会計基準では、部分時価評価法に相当する取扱いが認められていないという相違がある。

現行の会計基準における取扱い

56. 我が国における少数株主持分は、株式の取得日又は支配獲得日における子会社の資本のうち、当該取得日又は支配獲得日における少数株主に帰属する部分として測定するものとされているが、この場合において前提となる当該子会社の資産及び負債の評価方法として、部分時価評価法と全面時価評価法の2つが認められている（連結原則 第四 二 1）。
57. 部分時価評価法とは、子会社の資産及び負債のうち、親会社の持分に相当する部分については、株式の取得日ごとに当該取得日における時価により評価し、少数株主持分に相当する部分については、子会社の個別貸借対照表上の金額により評価する方法である。また、全面時価評価法とは、子会社の資産及び負債のすべてを、支配獲得日における時価により評価する方法である。したがって、全面時価評価法によれば子会社の資産及び負債の時価と当該資産及び負債の個別貸借対照表上の金額との差額、すなわち評価差額も少数株主持分に反映されることになるが、部分時価評価法の場合には、子会社の資産及び負債の評価差額が少数株主持分に反映されないことになる。
58. 平成9年改正前の連結原則の下では、部分時価評価法と同様の処理が行われていた。しかしながら、現行の連結原則では、国際的な動向をも考慮し、従来の部分時価評価法に加えて、全面時価評価法による処理も併せて認めることとされた（「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」第二部 二 5(1)①）。
59. なお、平成9年改正前の連結原則では、資本連結において段階法を原則とし、重要性がない場合には一括法を認めることとされていたが、現行の連結原則では、段階法は部分時価評価法の場合にのみ適用するものとされ、全面時価評価法の場合には一括法によることとされた⁷（連結原則注解（注解 10））。この全面時価評価法のねらいとしては、取得企業が被取得企業の支

⁷ 部分時価評価法を採用している場合であっても、連結計算の結果が著しく相違しない場合には、支配獲得日における時価を基準として、子会社の資産及び負債のうち親会社の持分に相当する部分を一括して評価することができることとされているが（連結原則注解（注解 8））、これは重要性が乏しい場合の取扱いを示しているものであるため、本論点整理では原則的な取扱いのみ想定することとする。

配を獲得したときに、被取得企業の資産及び負債をすべて時価で評価替えをすることになったと考えられる。

国際的な会計基準における取扱い

60. 国際財務報告基準では、少数株主持分は、取得日における少数株主持分そのものの時価又は被取得企業の識別可能純資産の時価の比例持分額のいずれかで測定しなければならないこととされている⁸。また、米国会計基準では、被取得企業の識別可能純資産の時価の比例持分額による測定は認められておらず、被取得企業に対する少数株主持分は、取得日における少数株主持分の時価により測定しなければならないとされている。
61. 国際財務報告基準及び米国会計基準において、少数株主持分自体を取得日の時価で測定することとしている理由として、主に次のものが挙げられる。
- (1) 被取得企業に対する少数株主持分もその企業結合における 1 つの構成要素であり、他の構成要素と同様に、取得日の時価で測定することが整合的である。
 - (2) 少数株主持分の時価は、当該株式の市場価格によって測定することができ、また、株式の市場価格がない場合であっても、他の評価技法によってその時価を測定することは可能である。
 - (3) 少数株主持分は取得企業の資本（equity）を構成するが、少数株主持分を取得日の時価で測定することは、資本における他の要素の測定方法と整合する。すなわち、企業結合の際に従前の株主に対して株式を発行するときには、当該株式はその時価（市場価格）で発行されるはずであり、同じ資本項目である少数株主持分もその時価で測定されるべきである。

国際財務報告基準における容認処理

62. 第 60 項で示したとおり、国際財務報告基準では、少数株主持分の測定基礎として、取得日の時価によるもののほか、被取得企業の識別可能純資産の時価の比例持分額によることができるという容認処理を設けている。IASB は、一般に、代替的な会計処理を認めることは財務諸表の比較可能性を損なうと考えており、この容認処理を設けることは当初予定していなかったが、いずれかの方法だけではこの会計基準を公表するために必要な人数の委員の支持を得られなかったため、最終的にこの容認処理を設けることとなった。

コンバージェンスとの関係

63. 第 56 項に記載のとおり、我が国における少数株主持分は、株式の取得日又は支配獲得日における子会社の資本のうち、当該取得日又は支配獲得日における少数株主に帰属する部分として測定される一方、国際的な会計基準は、少数株主持分の時価を直接測定することを原則としており、この点では両者の取扱いは異なっている。ただし、国際財務報告基準で容認されてい

⁸ 取得企業は、企業結合ごとにいずれかの方法を選択することができる。

る前項に記載の方法は、我が国における全面時価評価法と基本的に同様の考え方に基づくものであり、国際財務報告基準とのコンバージェンスの関係では、我が国において部分時価評価法を引き続き認めるべきかどうかが当面の問題になると考えられる。

今後の方向性

64. 部分時価評価法は、親会社が株式を取得した際の親会社の持分を重視する考え方であり、また、我が国の連結決算における実務慣行として長きにわたり行われてきた方法であった。しかしながら、現在では子会社の資産及び負債の評価方法として全面時価評価法を採用する企業が大多数を占めており、部分時価評価法を採用している企業はわずかであること⁹、また、子会社の株式を現金以外の対価（例えば、自社の株式）で取得することを想定した企業結合会計基準では全面時価評価法のみが認められていることから、本論点整理では部分時価評価法を選択する余地を無くすことが妥当であると考えている。今後は、部分時価評価法を選択できないこととした場合の影響なども踏まえつつ、部分時価評価法の取扱いについて引き続き検討する。
65. なお、国際的な会計基準で示されている少数株主持分の測定を時価で行うという考え方については、時価により測定された少数株主持分の意義や、その際に少数株主持分に係るのれんも計上するいわゆる全部のれん方式¹⁰の是非などについて、さらなる検討が必要になると思われる。

【論点 5】段階取得における会計処理

検討事項

66. 企業結合は、必ずしも単一の取引によって行われるとは限らず、例えば、ある企業の株式の購入を一定の期間にわたり段階的に行うことによって、当該企業に対する支配の獲得に至る場合もある。このような段階取得が行われた場合、その一連の取引に係る取得原価の測定や取得した資産及び負債の評価をいかにして行い、また、そこから発生するのれんをどのように算定するかが問題となる。このうち、取得した資産及び負債の評価については【論点 4】で取り上げているため、ここでは、段階取得における取得原価の測定方法に関する論点を整理する。

⁹ 企業結合会計調査報告では、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までに終了する連結会計年度における全面時価評価法と部分時価評価法の適用状況に関する調査が行われている。これによれば、同期間に終了する連結会計年度に係る有価証券報告書を提出した企業のうち、全面時価評価法を採用しているものが 3,326 社あるのに対し、部分時価評価法を採用しているものは 125 社に留まっていたとされている。

¹⁰ 「全部のれん方式」とは、取得した持分割合にかかわらず、支配を獲得した子会社全体の時価を把握して、それと子会社の識別可能純資産との差額をのれんとする方法である。これに対して、支配を獲得するために要した対価の額と、子会社の識別可能純資産のうち取得した持分割合に見合う額との差額をのれんとする方法は、「購入のれん方式」と呼ばれる。

現行の会計基準における取扱い

67. 我が国では、段階取得における投資額は、過去から取得している株式の累積原価、すなわち、取得企業が支配を獲得するに至った個々の取引ごとに取得の対価の時価を算定し、それらを合算したものとされている（連結原則 第四 三 1 及び日本公認会計士協会 会計制度委員会報告 第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第 8 項）。これは、貸借対照表に計上する資産の価額は、原則として当該資産の取得原価を基礎としなければならないとする取得原価主義会計の考え方に基づくものであり、また、購入取引からは原則として損益は生じないとする考え方と整合するものであると考えられる。

国際的な会計基準における取扱い

68. 国際財務報告基準及び米国会計基準では、段階的に取得した企業結合が行われた場合、取得企業は、以前から所有していた被取得企業の持分を支配獲得日の時価によって再評価し、再評価の結果生じた差額については、損益として認識しなければならないとされている。
69. 国際財務報告基準及び米国会計基準が、以前から所有していた被取得企業の持分を支配獲得時の時価によって再評価することを取得企業に求めている理由として、次のようなものが挙げられている。
- (1) 少数株主持分としての株式を所有することから企業の支配を獲得することへの変化は、投資の性質及びそれを取り巻く経済環境が大きく変わることを意味する。したがって、このような変化によって、投資の分類及び測定の基礎が変わることは当然のことである。
 - (2) 原価を累積するという実務は、財務報告における多くの不整合と欠陥につながることになる。

投資の性質の変化

70. 現行の会計基準が過去から取得している株式の累積原価を取得原価とするのは、当初の少数株主としての投資から、影響力を及ぼすに至る投資、そして支配を獲得することとなる投資といった一連の取得取引が、当該投資先の企業に対する継続した投資であると考えられるためである。
71. 一方、国際的な会計基準が被取得企業の持分について過去分も含め支配獲得時の時価による再評価を求めているのは、第 69 項に記載のとおり、支配の獲得という事実がその投資の実態あるいは本質を大きく変えるものと捉えているためである。これはすなわち、過去に取得していた持分は、支配を獲得することによりいったん投資のリスクから解放され、支配獲得時にいて改めてその時点の時価による投資が行われたものと考えられることができる。

段階取得における投資原価の測定に関する見直しによる影響

72. このように、被取得企業に対する投資について、いつの時点をもって投資の性質が変化したと見ることができるかについては、異なる意見や見方がある。仮に、現行の会計基準による方

法（第 67 項参照）から国際的な会計基準と同様の方法に見直した場合、支配獲得時において、それまでの投資に係る累積原価と時価との差額が損益として計上されることになる。

今後の方向性

73. 本論点整理では、企業がある企業を取得する際の取得原価は、過去から取得している株式の累積原価ではなく、当該企業を取得するために必要な支出額であると考えられることから、被取得企業の取得原価は、国際的な会計基準と同様に支配獲得時における時価をもって測定し、過去に所有していた株式の帳簿価額との差額は損益として処理するように見直すこともできるのではないかと考えている。また、現在、我が国において計上される負ののれんには、過去に取得した株式の原価に対応する当該過去時点における被取得企業の価値と、支配獲得時における被取得企業の価値との差額が含まれているが、支配獲得時における時価をもって測定するという考え方によれば、取得企業から見た被取得企業の超過収益力をより適切に反映することにつながると考えられる（第 53 項参照）。
74. ただし、この場合においても、段階取得によって関連会社株式から子会社株式となった場合の取扱いなどについては、引き続き検討することとする。

【論点 6】外貨建のれんの換算方法

検討事項

75. 在外子会社の取得により発生したのれんを決算日において本邦通貨に換算する場合、発生時の為替相場により換算するか、あるいは、決算日の為替相場により換算するかという論点がある。具体的には、発生時の為替相場と決算日の為替相場に差異があった場合、いずれの為替相場を使用するかによってのれんの残高及びのれんの償却額の相違をもたらす、また、為替換算調整勘定の計上額の相違をもたらすことになる。

現行の会計基準における取扱い

76. 我が国において外貨建のれんは、発生時の為替相場で換算することとされている。これは、親会社が在外子会社を連結する場合、子会社に対する投資から発生するのれんは既に親会社の通貨である円貨額で固定されているため、のれん残高及びのれん償却額は、為替相場の変動による影響を受けるべきではないと考えていることによるものと考えられる（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」第 40 項）。

国際的な会計基準における取扱い

77. これに対し、国際財務報告基準及び米国会計基準では、在外子会社の取得により生じるのれんは在外子会社の資産として処理される。すなわち、当該のれんは在外子会社の機能通貨で表わされ、決算日の為替相場で換算することとされている。

78. 外貨建のれんを本邦通貨に換算する際、いずれの為替相場を適用すべきかについては、概念的には、そののれんが在外子会社の資産の一部と考えるか、あるいは、親会社の資産の一部と考えるかによって異なるものと考えられる。国際的な会計基準では、外貨建のれんは在外子会社の資産であると考え、その主要な部分は実質的に個別の認識の要件を満たさない無形資産を構成するとみなされるため、当該在外子会社における他の資産、特に無形資産と同じ会計処理によるべきであるとしている。

外貨建のれんの帰属

79. 前項で記載したとおり、両者の違いは、在外子会社の取得により発生したのれんが、取得企業（親会社）に帰属するものなのか、あるいは、被取得企業（在外子会社）に帰属するものなのかの、いずれを基礎とするかによってもたらされていると考えられる。我が国では、もともと連結原則による連結調整勘定（のれん）は親会社の投資と子会社の資本の相殺消去の結果生じるものであるとして、親会社による在外子会社投資から発生する連結調整勘定（のれん）及びその償却額は、為替相場の変動による影響を受けないものとされている。

一方、のれんは、取得企業が取得する資産及び引き受ける負債の純額を超える何らかの価値に対して支払われたものであり、のれんを被取得企業が有する資産と捉えるならば、他の識別可能資産及び負債と同様に、在外子会社の取得により生じた外貨建のれんも各期の為替相場の変動を反映させることが適当であると考えられる。

今後の方向性

80. 本論点整理では、のれんが被取得企業の有する超過収益力であるならば、外貨建のれんについても、当該被取得企業の有する他の資産と同様に、決算日の為替相場により換算する方法に見直すことが適当ではないかと考えている。なお、この場合でも、自己創設のれんとの関係から、在外子会社の個別財務諸表には当該のれんを計上する必要はなく、在外子会社の資産の換算と同様に連結上の処理として行えば足りるものと考えられる。

以 上